

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 6

令和7年6月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社みずほ観光（法人番号：9013102003150） 代表者 滝島 由樹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-2-6 (本社営業所) 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-2-6
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和6年9月5日及び令和6年10月8日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(4)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(5)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年6月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ベル企画（法人番号：7012802002091） 代表者 本郷 誠
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都昭島市東町3-15-1 (本社営業所) 東京都昭島市東町3-15-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月12日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼記録の記載事項の不備(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年6月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 I 交通（法人番号：3050001019445） 代表者 今泉 晴夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県古河市坂間195-6 (本社営業所) 茨城県古河市坂間195-6
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年12月23日及び令和7年1月23日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 25点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年6月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	イースタン企画株式会社（法人番号：4020001121707） 代表者 松尾 浩道
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷4-7-22 (本社営業所) 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷4-7-22
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月23日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督実施記録の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和7年5月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20250502	小林 雅人	足立区	個人	足立区	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第25条	令和6年12月16日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)業務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第25条)、(2)事故の記録義務違反(運輸規則第26条の2)、(3)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0
20250513	株式会社イロハ観光交通(法人番号5040001045705) 代表者 張 海峰	千葉県富里市 根木名1009-37	東京営業所	東京都江戸川区松本1-5-17	輸送施設の使用停止(200日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和5年12月13日、令和6年1月29日及び令和6年1月30日、区域拡大を行ったことを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法(以下、運送法)第20条)、(2)運行管理者の虚偽届出(運送法第23条第3項)、(3)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第1項、第2項)、(4)点呼の記録の不実記載(運輸規則第24条第5項)、(5)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(6)運転者に対する指導監督の記録違反(運輸規則第38条第1項)、(7)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(8)整備管理者の解任の虚偽届出(車両法第52条)、(9)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)	20	20
20250513	株式会社ベストワークジャパン(法人番号3020001043761) 代表者 鷲尾 俊一	神奈川県横浜 市緑区三保町2045番地49	本社営業所	神奈川県横浜 市鶴見区駒岡2丁目9-14	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第46条	令和6年10月18日及び令和6年11月19日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(3)整備管理者の解任の未届出(道路運送車両法第52条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	1	1
20250519	中京自動車株式会社(法人番号2011501002903) 代表者 二村 正夫	東京都北区西ヶ 原2-23-8	入谷営業所	東京都足立区 入谷8-15-11	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年5月1日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)